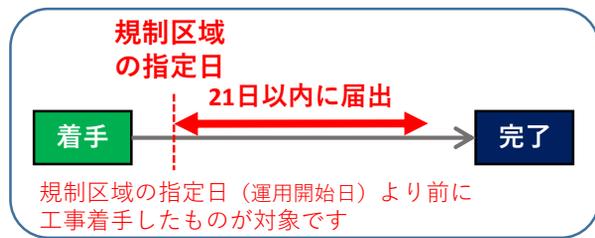


規制区域の指定（運用開始）の際に、 継続して工事を行っている場合は、 届出が必要です

※盛土・切土行為の他、
残土処分場・ストックヤード
も対象です



21条1項・40条1項工事内容等の届出について

県内（熊本市を除く）では、「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」を指定し、令和7年度からの運用開始を予定しています。

規制区域の指定日（運用開始日）より前に工事に着手し、規制区域の指定日（運用開始日）以降も盛土等を行う場合（残土処分場・ストックヤードも含む）については、許可は不要ですが、**規制区域の指定日（運用開始日）の翌日から数えて21日以内に、工事内容等の届出を提出してください。**

※規制区域の指定日（運用開始日）よりも前に工事が完了したものは、手続きは不要です。

届出の対象行為と規模

21条・40条届出の対象規模
宅造区域・特盛区域で共通

届出書に別途添付図書が必要となる規模
宅造区域・特盛区域で共通

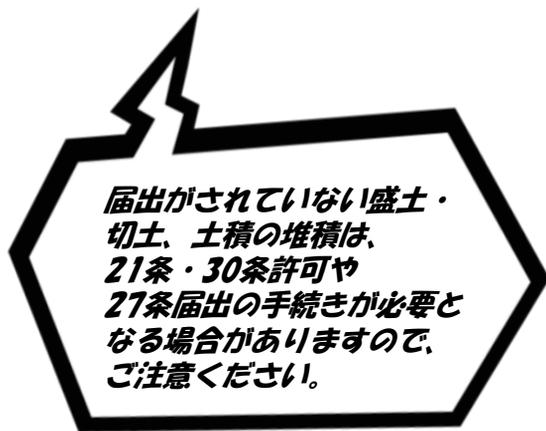
土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3000㎡超 となるもの(①～④を除く)
一時的な土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さがかつ面積が 2m超 5m超 300㎡超 1500㎡超 となるもの		⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3000㎡超 となるもの		

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。
※政令5条で定める許可不要となる工事は届出不要です。※規制区域の指定日（運用開始日）より前に開発許可を受け着手しているものも届出が必要です。

届出に必要な書類

(省令52条に規定されている書類)

	図面	明示すべき事項
必須	届出書	【盛土・切土の場合】省令別記様式15 【一時的な土石の堆積】省令別記様式16
一定規模以上の 場合に提出	位置図	詳細は裏面参照
	地形図	
	土地の平面図	
	その他	



＜留意事項＞

- 「工事の着手」とは、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質の変更又は土石の堆積が行われた時点をいいます。
- 届出された工事主の氏名、所在地等については公表します。
- 届出の内容が変更され、届出の規模を超えた場合は12条・30条許可や、27条届出が必要となる場合があります。
- 届出対象の盛土等に係る土地の保全努力義務はかせられますので、災害のおそれが大きいと認められる危険な場合には、改善命令の対象となります。

＜お問い合わせ先＞

熊本県土木部建築住宅局建築課
盛土対策・宅地指導班
☎096-333-2542



熊本県ホームページ



盛土規制法総合窓口(ポータルサイト)
(国土交通省ホームページ)

現在施工中の盛土・切土又は土石の堆積で、
来年度以降も事業を継続する予定の方は、
手続きの準備をお願いします。

届出に必要な書類（施行規則52条・82条）

「盛土・切土」の場合

施行規則別記様式15「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書」を提出してください。
ただし、施行令23条各号に掲げる規模(表面の で示した規模)の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係る場合は、以下の図書を添付してください。

種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること
その他	盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類	※「その他の書類」は、県の施行細則や手引き等で追加される場合があります。

「土石の堆積」の場合

施行規則別記様式16「土石の堆積に関する工事の届出書」を提出してください。
ただし、施行令25条2項各号に掲げる規模(表面の で示した規模)の土石の堆積に関する工事の届出に係る場合は、以下の図書を添付してください。

種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること
その他	土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類	※「その他の書類」は、県の施行細則や手引き等で追加される場合があります。

届出内容の公表（法21条2項・40条2項、施行規則54条・84条）

届出を受理したときは、下記事項について、インターネット等により公表します。

- ①宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施工される土地の位置図
- ②工事の届出年月日
- ③工事施工者の氏名又は名称
- ④工事の着手年月日及び工事の完了予定日
- ⑤盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

様式のダウンロードは
こちらから



盛土規制法に関する手続き
(熊本県ホームページ)